

住みよい木津川市・相楽郡を
みなさまとともに！

よしかず

京都府議会議員

ふでやす祥一府政報告

筆やん通信

第3号 (2024年秋号)



ごあいさつ

猛暑の日々がようやく落ち着き、秋らしい風も少しは感じられる時期となってまいりました。皆さま、体調等お崩しではありませんか。

第2号の発行時には、皆さまに「筆やん通信、見たよ！」と嬉しいお声を多数頂戴し、本当にありがとうございます。今後、なるべく読みやすい府政報告を皆さまにお届けしてまいりますので、ご期待ください。

この第3号では、新聞等メディアの記事にも取り上げられました6月定例議会の私の一般質問の概要を中心に、お伝えし、その間に開催された各委員会の質問内容をご報告いたします。

また、現在会期中である9月議会は、主に令和5年度の決算について審議をさせていただいております。決算につきましても、「すでに、終わったこと」と捉えがちですが、予算決算比較から浮かび上がってくる課題や、今後注力すべき方向性などを、改めて見つめ直し、ブラッシュアップをしていく良い機会であると考えております。過去に、他行政で財政担当をしていた経験を活かし、予算編成者目線で、しっかりと審議をしてまいります。

今後も引き続き、地元木津川市・相楽郡の行政課題や、本府の行政運営の更なる効率化・適正化に向け順次提案を行っていき、諸課題解決に向け邁進してまいりますので、今後とも何卒、ご指導ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

京都府議会議員 筆保 祥一 

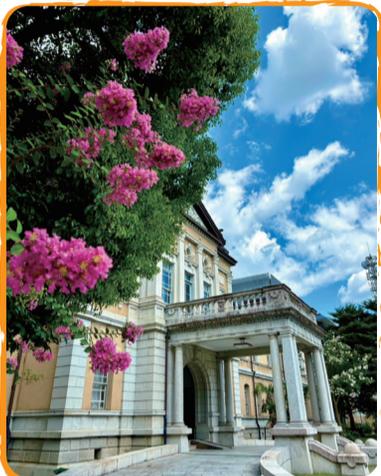
筆の信条

「誰の為の政治なのか」を常に心の根底に据え、

今までの経験から培われたノウハウと

持ち前の行動力をフル稼働させ、

議員活動に邁進してまいります！



所属会派

国民民主党・日本維新の会
京都府議会議員団

府議会の議員定数は60名、当会派は12名となり、第2会派となっています。

所属委員会

危機管理・健康福祉常任委員会

危機管理部・健康福祉部の所管及びそれに関連する事項について報告を受け、議案や請願等の審査や所管事項の質問を行います。

魅力ある地域づくりに関する特別委員会

担い手不足や自然災害の発生により浮き彫りとなった地域社会の諸課題を解決し、魅力ある地域づくりを目指す施策について調査・研究します。

ふでやす祥一 プロフィール

- 1972年 岡山県津山市生まれ。岡山県立津山東高等学校、日本大学理工学部交通土木工学科卒業。
- 1995年 大手ゼネコンに入社。阪神・淡路大震災復興事業に従事する。
- 1999年 建設省・国土交通省にて河川砂防技術者として、主に琵琶湖・淀川水系の河川整備計画、土石流対策技術指針作成ならびにダム計画に従事する。
- 2004年 神戸市役所に行政職として入庁。保健福祉・環境・交通行政の財務関係に従事。
- 2015年 衆議院議員公設第一秘書として京都府第6選挙区にて従事。
- 2023年 京都府議会議員選挙に木津川市・相楽郡選挙区より立候補し、初当選。



1年目は政策環境建設常任委員会、文化力と価値創造に関する特別委員会、予算特別委員会に所属した。

令和6年6月議会

6月議会では一般質問の機会をいただき、2つの質問をさせていただきました。この質問内容については後日、新聞に掲載されるなど反響も大きく、これからも多方面にアンテナを張り、みなさまにとって身近で興味深い問題などを質問し、提言していければと思っております。また、議会最終日の決議の際に所属会派を代表しまして賛成討論を述べさせていただきました。(各タイトル横の二次元コードから動画をご覧ください。)

一般質問1. 土砂災害防止に対する取り組みについて



筆の質問①

令和5年施行の宅地造成及び特定盛土等規制法(以下、「新法」)は、経過措置期間の2年を含む、それ以前の盛土は規制対象外であり遡及適用はしないと聞かすが、新法による区域指定前から存在する盛土の安全性の確保について、どのように指導していくのか。宅地造成及び特定盛土等規制法や砂防法等の複数の法律や複数の行政機関にまたがる案件が非常に多いと思われるが、盛土の対策に向け、令和3年7月に熱海市伊豆山地区で発生した土石流災害を踏まえ、府はどのように対応していくのか。



知事答弁

これまで各法令ごとに規制区域や安全基準が定められており、各自治体の判断で条例を定め補完していたので「規制の隙間」があったのは事実。熱海市で起きた土石流災害を踏まえ、新法に改正された。府では、令和3年に「盛土による災害防止のための総点検」を実施し、約7,000か所の盛土について周辺人家等への著しい影響が懸念されたが、直ちに対策が必要と判断される箇所はなかったものの降雨による形状の変化で安全性が低下するおそれもある。以前から存在する盛土に対しては、新法の基準等は適用されないが、規制区域内で災害を及ぼすおそれがある場合は知事などが安全対策を求めることができるとされているため、調査や指導などで対応していく。引き続き市町村と連携し、区域の指定に向けた準備を進めるなど、新法の適切な運用により府民の安心安全の確保に努めていきたい。

建設交通部長答弁

①既存の盛土の危険性の低減、②新たな危険な盛土の造成の防止の対応が必要。①は今後の地形変状により危険と判断された改善の勧告等を行うことが可能。②は改善勧告と規制区域指定の準備を市町村と協調して進めていく。具体的には、①盛土の分布、②市街地、集落、人家の分布、③関連各法令に基づく土地利用状況の既存データと不足する情報は調査を行い、それを基に規制を行う区域の検討をしている。また、各法令に基づく制度を所管する部局で令和5年に「盛土対策チーム」を設置した。砂防指定地の指定については、被害を未然に防ぐため、砂防法により(1)土砂の生産を管理・抑制するために土地の形状変更などの行為の制限を行う区域、(2)土砂を捕捉する砂防堰堤の整備が必要な区域などを砂防指定地として指定することとしている。上流域全体を指定することが望ましいが、①土地所有者の特定に時間を割くよりは、早期の手続きと堰堤の整備を実施を優先、②保安林などに指定されている区域について、堰堤周辺に杭を立て、囲まれた区域で部分的に指定している場合が多いのが現状。そのようなことから、①荒廃状況を調査し、堰堤かさ上げにより適切な堆砂容量の確保、②必要に応じて指定地の追加などにより、被災の可能性や程度をできる限り小さくするよう努めている。

農林水産部長答弁

府では以前より林地残材の流出防止のための対策を講じてきた。林業事業者が実施する間伐などの造林事業において、作業道の開設経費を助成することで伐採木の搬出を促すとともに、枝葉などの未利用材はバイオマス発電施設への運搬経費の助成などで、林地残材を極力発生させない取り組みを進めている。地形的に作業道の開設ができず、搬出が困難な場合には、平坦な場所への集積や切り株を支えにして柵状に積み上げるなど、造林事業に係る施工基準により技術指導を行い、事業完了時の検査にて、適切に流出防止対策が実施されていることを確認している。また、「豊かな森を育てる府民税」を活用し、発生した倒木などを危険木として除去し、緊急性の高い場所から順次、流木捕捉工設置するなど災害の未然防止を図っている。今後とも、治山ダム等の施設整備や間伐等の森林整備など、災害に強い森づくりに全力で取り組む。

筆の質問②

令和6年4月1日現在、新法による区域の指定を行った自治体は、指定権限を持つ129自治体のうち14自治体であり、本府もその指定に向けた作業を行っているが、新法施行以前から盛土が存在するエリアもある中、どのように対応していくのか。また、砂防指定地の指定は、流域全体を指定すべきと考えるが、砂防法以外の法令による規制がされている場合の取り扱いも含め、府内の現状はどうか。

筆の質問③

近年、土石流氾濫の拡大要因とも指摘されている流木については、崩壊エリアの立木だけでなく、林地残材を起源とする流木の発生も指摘されはじめるなか、砂防施設の計画を行ううえで、崩壊想定エリアの立木は考慮されているが、年々増加の一途をたどっている降雨量も踏まえ、その対象を流出の可能性がある林地残材にも拡大して計画に盛り込むなど、検討が必要になっている時期であり、林地残材に対しても規制や対策を講じるべきと考えるがどうか。



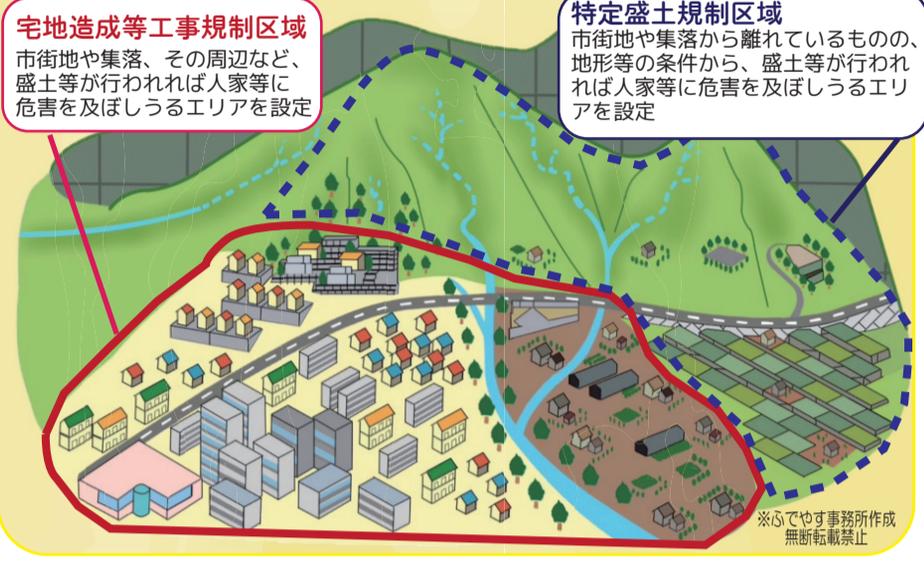
筆の視点

災害を未然に防ぐために行政ができることをしっかりと!!

昨年7月に委員会の管外視察で静岡県に赴き、熱海市の土石流災害の状況などの説明を受けました。この災害を受け、国は危険な盛土を一律に規制する新法を施行しましたが、既存盛土については規制対象にはならないため、既存盛土への対応方法と新法の対象となる規制区域の指定についての府の対応について質問したものです。新法施行前は知事答弁にもあるように「規制の隙間」があり、複数の法の網掛けのなか、さまざまな理由で行政側が必要最小限の指定範囲に留めてしまうこともあり得る訳です。気候変動の影響から、大雨による被災は全国各地で見られており、京都府も例外ではありません。新法による規制区域の指定は、京都市を除いてはまだなされておられません。今後も市町村の区域指定に向け、私も元・土木技術者の立場からも提言できればと考えております。

盛土規制法の概要
(宅地造成及び特定盛土等規制法)

1. 盛土等の崩落により、人家等に被害を及ぼしうるエリアは規制区域として指定される。
2. 規制区域内で盛土等を行う場合は、あらかじめ許可が必要となる。
3. 規制区域内の盛土等が行われた土地は、土地所有者等が盛土等を安全に保つ責務がある。



一般質問 2. 障害者雇用の取り組みについて



(23分27秒頃から開始)

筆の質問

障害者の雇用の促進等に関する法律では、地方自治体の責務として「自ら率先して障害者を雇用する」と定められているが、府では教育委員会、警察本部など法定雇用率を下回っている組織もあり、早急な改善が必要である一方、民間企業をはじめ、府内の障害者雇用を促進する立場にある知事部局における障害者雇用は法定雇用率を達成しているものの、雇用率は都道府県の中で最も低い状況にある。知事部局の法定雇用率の向上に向け、これまでどのような取り組みを行ってきたのか、また、今後どう改善していくのか、所見を伺いたい。



職員長答弁

◎京都府 まゆまる 240012
府では、昭和59年度から身体障害者を対象とした採用選考試験（以下、「試験」）を実施しており、平成25年度から知的障害者を対象に追加した。令和3年度からは精神障害者に拡大し、知事部局ではこれまでに98名を正規職員として採用してきた。これまで試験対象を広げてきたが、受験者数は減少傾向にあり、必要な採用者数を確保することが難しい状況が続いたことから、近年の雇用率は令和元年には都道府県中24位だったものが、年々順位が後退し令和5年には最下位となった。このため、受験者数の確保に向け、昨年度に実施した試験では、受験上限年齢を30歳から59歳まで引き上げ、府内の居住要件について撤廃した。この結果受験者数については令和4年度に45名だったが、令和5年度には106名に増加し、令和6年4月1日の採用者数も前年の3名から7名へと拡大したことで、令和6年6月1日基準の雇用率は法定雇用率の2.8%を上回る2.9%台を見込んでいる。法定雇用率は段階的な引き上げ途上であり、令和8年度には3.0%になることから、これまでの試験によるフルタイム勤務の採用者数確保の取り組みに加え、短時間勤務を対象とした試験にも着手した。具体的には、障害者雇用促進法が改正され、障害の特性から週の所定労働時間が特に短い場合にも、雇用率への算定が可能となったことから、会計年度任用職員制度を活用し、週10時間以上の勤務で応募者の希望に応じて勤務時間の調整も可能な試験を本年5月に実施した。また入庁後の支援として、各部局に障害者職業生活相談員による相談窓口を設置し、国の「精神・発達障害者しごとサポーター養成講座」の受講により、職場の上司や同僚をサポーターとして育成するなど、相談しやすい職場環境づくりにも取り組んでいる。今後とも障害者雇用の促進に向け、法定雇用率の達成はもちろんのこと、個々の職員の障害の特性や能力・適正を踏まえた人事配置や業務を通じた能力の向上を進め、障害のある職員がいきいきと活躍し、職場定着にも繋がるよう、障害者雇用の質の向上にも取り組んでいきたい。

筆の視点

適切な環境整備で数合わせでなく働く意欲を活かせる職場づくりを!

令和5年 障害者雇用状況の集計結果 (抜粋)
厚生労働省令和5年12月22日記者発表資料を加工

順位	都道府県	実雇用率
1	大阪府	3.49
2	鳥取県	3.48
3	茨城県	3.29
6	東京都	3.23
31	和歌山県	2.84
33	滋賀県	2.79
35	奈良県	2.78
40	兵庫県	2.74
45	鹿児島県	2.65
46	広島県	2.63
47	京都府	2.61

今回の質問は法定雇用率に視点を置いた質問をさせていただきましたが、民間企業においてもさまざまな環境整備を行うことで、働く意欲のある障害者にとって、ひいては雇用者にとってプラスになる事例が出ています。受験者数の増加を図ることも必要ですが、勤務先として選ばれる京都府になる取り組みを進めることも重要な要素だと考えます。



議決賛成討論



(21分03秒頃から開始)



筆保祥一
(維国/木津川市及び相楽郡)

議会最終日に会派を代表し、提出議案に賛成いたしました。
また、補正予算の執行、先に質問した土砂災害防止にかかる対策については速やかに取り組まれるよう、申し添えました。

政建

4月19日
「移住施策の推進について」
株式会社ツナグムの田村様のお話から、他地域から人を移住させる施策とあわせて、京都で生まれた若年世代の郷里への愛着心をどう育むかも重要だと認識しました。

【1:12:25 ~】



危健

6月24日
「親子誰でも通園事業」
「障害者虐待の現状」
新規事業である「親子誰でも…」の進捗確認と、令和5年度に過去最悪となった障害者虐待への対応について確認しました。

【22:50 ~】



危健

6月25日
「花折断層帯の地震被害想定の更新」
今年4月、16年ぶりに改定された被害想定について、BCP事業継続計画を策定する企業に対しての広報等について確認しました。



筆

各種委員会の報告

危健

7月12日
「都道府県防災センターの役割について」
名古屋工業大学大学院教授の渡辺様のお話から、府防災センターと市町村災害対策本部との連携について確認しました。

【59:47 ~】



各コーナーの左上は委員会名称の略称です。

「政建」は政策環境建設常任委員会、
「危健」は危機管理・健康福祉常任委員会です。
また、質問の様子は右下の二次元コードから、
京都府議会録画配信をご覧ください。
【 】内が私の質問開始時間となります。



筆保祥一 委員

筆 府政相談

おこなっています!

木津川市役所そばに事務所を構え、府政のみならず、地域のお困りごとの相談の受付をしております。また、「走る!よろず相談所筆やん号」での出張相談も行っております。府政といいますと、みなさまには身近なものではないように思われるかもしれませんが、お気軽に右記事務所にご連絡を頂戴できたらと思います。(日程調整をさせていただきます場合がございますのであらかじめご了承願います。)

走る!

よろず相談所



このステッカーの車をご覧になったら
お気軽にお声がけください!



民間企業、国、地方行政の主要部署を歴任。
国土計画、防災・減災対策をはじめ、福祉行政全般
(少子化対策・高齢者・障害者)
医療・環境・交通行政、財務関係に精通。

事務所のご案内



発行 京都府議会議員 ふでやす 祥一

京都府議会議員 ふでやす 祥一事務所
〒619-0214
京都府木津川市木津南垣外 118-3 井関ビル 2F
☎ 0774-66-7733 ☎ 0774-66-7732
✉ yoshikazu.fudeyasu@gmail.com